information お知らせ



工業統計キャラク

ター・コウちゃん

い合わせ先

まちバス直通電話

**7** 

76

2

6

# 平成26年工業統計調査を実施します

ます。

平成26年工業統計調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成26年12月31日時点で実施し

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法 に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

経済産業省・北海道・津別町

## 12月は道税の滞納整理強化月間です

オホーツク総合振興局では、12月を「滞納整理 強化月間」として道税の滞納整理を強化し取り組 んでいます。

12月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得 税などの道税全てについて滞納整理を進めること としており、給与や預貯金などの財産差押えを行 います。

まだ、納税がお済みでない方は大至急納税して ください。納税についてのご相談は、オホーツク 総合振興局税務課納税係へお願いします。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振 替がご利用できます。

問い合わせ先 オホーツク総合振興局税務課納税係 ☎0152-41-0616(直通)

<オホーツク総合振興局税務課ホームページ> http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/

### 平成26年度 自衛官等募集案内

募集種目	応募資格		受付期間	試験期日(1次)
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満 の男子	~	12月9日 (火)	12月13日(土) 14日(日)
高等工科学校生徒	中卒 (見込含) 17歳未満 の男子	推薦	11月1日(土) ~12月5日(金)	平成27年1月10 日(土)~12日(月) いずれか1日
		—	11月1日(土) ~ 平成27年 1月9日(金)	平成27年 1月24日 (土)

問い合わせ先

自衛隊北見地域事務所 ☎0157 - 23 - 6826

募集コールセンター (受付時間:12時~20時)

フリーダイヤル ☎0120 - 063792

ナビダイヤル ☎0570 - 045818 (携帯電話)

# 学校の冬休み期間中のまちバスの運行につい

 $\overline{\zeta}$ 

火・金曜日のみ運行期間 12月24日~ · 月 14 日

| 又線) 学校が冬休み中の期間は、 記載の時刻は、 金曜日のみ の運行は、 従来どおり月

北口前発本岐保育所前行 北口前発本岐保育所前行 本岐保育所前発北口前行 本岐保育所前発北口前行 |又線【本岐保育所前 北口前 午後 4 時 50 分 午後 4 時 29 分 本岐保育所前】

津別発栄行 津別発栄行 午後4時00分午前7時0分

恩根線【津別

里発津別行

|里発津別行

午後 4 時 30 分

津別 栄発津別行 栄発津別行 午後 4 時 35 分 午前 7 時 35 分

津別発上里行

午後4時00分

津別発上里行

**車線【津別** 

量

津別

・金曜日のみとなりますのでお知ら 発車時刻と変更ありません。 まちバス (上里線・恩根線 土曜日の運行となります。 左記のとおりです。

70歳未満の方で国保にご加入の皆さまへお知らせ

1月から

# 高額療養費の 自己負担限度額が 変わります!

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のとおり変更になります。 これまでよりも所得要件が細分化され、所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われることとなり ます。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

~平成26年12月末				平成27年1月~		
区分	所得要件	自己負担限度額		区分	所得要件	自己負担限度額
上位 所得者	基礎控除後の 所得600万円 以上			ア	基礎控除後の 所得901万円 以上	252,600円+(総医療費 -842,000円)×1% [多数該当:140,100円]
				1	基礎控除後の 所得600万円超 ~901万円以下	167,400円+(総医療費 -558,000円)×1% [多数該当:93,000円]
	基礎控除後の 所得600万円	80,100円+(総医療費 -267,000円)×1% [多数該当:44,400円]		ウ	基礎控除後の 所得210万円超 ~600万円以下	80,100円+(総医療費 -267,000円)×1% [多数該当:44,400円]
	以下			Н	基礎控除後の 所得210万円 以下	57,600円 [多数該当:44,400円]
C 低所得者	住民税 非課税	35,400円 [多数該当:24,600円]	<b>&gt;</b>	オ	住民税 非課税	35,400円 [多数該当:24,600円]

同一医療機関等における自己負担では、上限額を超えない場合でも同月の複数の医療機関における自己負担 (70歳未満の場合は、同一世帯で同月に21,000円以上であることが必要)を合算することができます。 多数該当とは、過去12ヶ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限 度額です。

問い合わせ先 保健福祉課 健康医療グループ 国保担当(⑨番窓口) ☎76 - 2151(内線228、229)